

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	安芸高田市

## 安芸高田市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 安芸高田市産業振興部地域営農課  
所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地  
電話番号 0826-47-4021  
FAX番号 0826-42-1003  
メールアドレス [chiiki-einoh@city.akitakata.lg.jp](mailto:chiiki-einoh@city.akitakata.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、カワウ・サギ類、ヌートリア、アライグマ
計画期間	令和3年度 ～ 令和5年度
対象地域	安芸高田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和1年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	37.65ha 24,167千円
	野菜	0.13ha 1,200千円
	豆類、雑穀、いも類	把握していないが被害実態あり
ニホンジカ	水稲	3.83ha 3,569千円
	野菜	0.12ha 260千円
	麦類、豆類、雑穀、人工林	把握していないが被害実態あり
サル	野菜	0.05ha 40千円
	果樹	把握していないが被害実態あり
カラス	果樹	0.1ha 517千円
	野菜、豆類、いも類	把握していないが被害実態あり
カワウ サギ類	アユ、ハヤ、ウグイ その他魚類	1.7トン 2,090千円
ヌートリア アライグマ	水稲	0.04ha 25千円
	野菜	0.32ha 70千円

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>ここ数年で個体数が増加しており、市内全域で被害が著しい。特に水稲の被害が甚大で、収穫時期には被害が多くなる。また、ほ場の畦畔を掘り起こすなど、災害発生と錯覚するほどの状況となっている。</p> <p>大半のほ場では、侵入防止柵を設置しているが、強度の弱い箇所を狙って侵入し、米の収穫が出来ないほどの食害・踏み込みにあっている。</p> <p>②ニホンジカ</p> <p>耕作放棄地が恰好の餌場となり、ニホンジカは依然増加の傾向となっているが、高さのある防護柵の設置によって被害は軽減されつつある。しかしながら、対策の不十分な田畑では、農作物被害にあっている。また、スギやヒノキ等の人工林の食害や、車とニホンジカの接触事故が相次いで発生しており、市民の生活を脅かしている。</p> <p>③サル</p> <p>特定の地域で目撃情報や被害情報が寄せられている。被害は、家庭菜園の野菜の情報が多い。現在は、同じ場所に居座る群れはなく点在して出没しているため、捕獲は極めて困難である。しかしながら、増加の傾向にあるため、予断は許されない。</p>
---

④カラス

市内の酪農家、養鶏場及び果樹園（梨園）とその周辺で生息数が増加傾向にあり、鳴き声による騒音被害もある。果樹及び野菜の収穫期に被害が報告されている。自衛策として、音による追い払いを行っているところがあるが、慣れてしまい効果が薄らいでいる。

⑤カワウ・サギ類

江の川・江の川水系及び太田川・太田川水系において、アユなどの水産物の被害が発生している。土師ダムではカワウが春～秋は200羽位だが、冬場は450～500羽位と倍増になっている。アユ漁の時期は、飛来せず管内に居付く数が年々増加しており、年間をとおして、ハヤ、ウグイ等の食害が拡大している。

サギ類は、数も年々増加し、400羽以上いるものと思われる。大食漢ではないが他所へ飛来しないため、被害が多くなっている。三篠川においても、カワウ・サギの被害は確認されているが、カワウの飛来数は、現在のところ少数である。

⑥ヌートリア、アライグマ

市内全域に生息しており、野菜への被害が報告されている。捕獲実績は、ほとんどなく個体数の増大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和1年度）		目標値（令和5年度）	
イノシシ	37.78ha	25,367千円	35ha	23,500千円
ニホンジカ	3.95ha	3,829千円	3.5ha	3,500千円
サル	0.05ha	40千円	0.05ha	40千円
カラス	0.1ha	517千円	0.08ha	450千円
カワウ、サギ類	1.7トン	2,090千円	1トン	1,500千円
ヌートリア、アライグマ	0.36ha	95千円	0.30ha	80千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①シカ、イノシシ等の大型獣については、農家からの捕獲要請に応じて、有害鳥獣捕獲班に出動要請し、委託捕獲を実施している。緊急を要する時は、実施隊による緊急捕獲を実施している。</p> <p>②小型獣については、R2年度より被害者（農家）に捕獲許可を出し捕獲対応を実施している。</p>	<p>①捕獲班員によって一定の数を捕獲しているものの、農作物被害は甚大で、有害鳥獣の減少は実感できない状況である。実被害のある農業者を中心とした後継者の積極的勧誘が急務となっている。</p> <p>②被害者に捕獲許可を出しているが、捕獲した個体の処理について課題が残る。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>実施隊員による被害特定活動の実施や鳥獣対策アドバイザーによる、適正な柵の管理や放任果樹の処理、ロケット花火等による追い払いの指導を実施している。</p>	<p>防護柵の管理者（集落）の活動が活発な地域は、適切な管理が行われているが、高齢者の多い地域や、人手が少ない地域は、柵は設置するものの、その後の管理ができていない地域が多く見受けられる。</p> <p>管理に対する啓発活動を行うものの、体力のない地域では実践できない現状もあり、大きな課題となっている。</p>
----------------------	---	--

### (5) 今後の取組方針

<p>1. 寄せない取組</p> <p>①研修会の開催 集落ぐるみで鳥獣被害対策を推進するため、放任果樹の撤去や追い払い、適正な柵の設置方法等、市民へ野生動物に関する知識の醸成を目的とした研修会を開催する。</p> <p>2. 入れない取組</p> <p>①防護柵の設置の取組 シカ、イノシシの防護対策として、引き続き集落を中心とした防護柵設置の助成を行うとともに、適正な柵の設置や特に設置後の管理について指導していく。</p> <p>②防護対策として、環境整備を推進し侵入防止柵の効果を高めるために、県の森づくり事業（放置森林整備事業）の推進を行っていく。</p> <p>3. 捕まえる取組</p> <p>①鳥獣被害対策実施隊の活動を活発化し、平日でも対応可能な捕獲活動を行う。また、これまで実施している捕獲班での捕獲活動も継続して実施していく。</p> <p>②次世代の捕獲者の育成を目的とした狩猟免許取得補助金によって、狩猟免許の取得を推進する。</p> <p>③捕獲者の技術維持向上を目的とした研修会を猟友会と連携して行う。</p> <p>④サルに対しては、銃猟での捕獲は困難であるためサル専用の大型囲いワナの整備によって、計画的に対応していく。</p> <p>⑤有害鳥類（カワウ、サギ類）については、関係漁協の依頼に基づき、捕獲計画により捕獲を行う。</p> <p>4. 資源循環の取組</p> <p>①捕獲した鳥獣の有効利用として、ジビエ振興を推進し、食肉販売や加工品の販売を行う。</p> <p>②処理した肉を市内事業者等へ提供し、ウインナーやペットフード等を製造できる団体（パートナー）の発掘を模索していく。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

安芸高田市の農林水産業の団体や狩猟者で構成される安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会にて、被害発生予察及び年間捕獲計画によって、有害鳥獣の捕獲を行う。(令和2年度捕獲計画頭数 主要獣 イノシシ 1,900頭、シカ 3,120頭)

各地区の猟友会長及び捕獲班長の12名で構成された、安芸高田市有害鳥獣連絡協議会において、安芸高田市内の野生鳥獣の適正な個体数管理を実施する。基本的な捕獲体制は、各町の6班の捕獲班を中心とした捕獲活動を実施し、平日等の緊急時の捕獲活動は、鳥獣被害対策実施隊によって実施する。

市は、各猟友会と委託契約し捕獲を実施する。捕獲班の支援として、捕獲に係る備品購入の助成や、班員の安全保険の加入支援など、捕獲活動をサポートする。

鳥獣被害対策実施隊は、捕獲班員の中から推薦された者とし、鳥獣被害箇所の確認や防護方法の指導、捕獲活動を実施する。

イノシシ及びシカの捕獲にあたり、捕獲班員・鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる場合もある。

県のモデル事業等の対象鳥獣捕獲員による捕獲がある場合は、各猟友会の熟練ハンターを選定し、事業を遂行する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス カワウ サギ類 ヌートリア、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会及び捕獲班との連携強化を図る。</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊の活動を推進する。</li> <li>・ 猟友会と協議を行い捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・ 集落を対象とした研修会を開催する。</li> <li>・ 狩猟免許取得補助金を交付して、新規捕獲者の育成を図る。</li> <li>・ 国庫補助事業による捕獲檻等を整備し、捕獲体制を充実させる。</li> <li>・ 関係機関と連携を図り、モデル事業等に積極的に取り組む。</li> </ul>
令和4年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス カワウ サギ類 ヌートリア、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会及び捕獲班との連携強化を図る。</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊の活動を推進する。</li> <li>・ 猟友会と協議を行い捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・ 集落を対象とした研修会を開催する。</li> <li>・ 狩猟免許取得補助金を交付して、新規捕獲者の育成を図る。</li> <li>・ 国庫補助事業による捕獲檻等を整備し、捕獲体制を充実させる。</li> <li>・ 関係機関と連携を図り、モデル事業等に積極的に取り組む。</li> </ul>
令和5年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会及び捕獲班との連携強化を図る。</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊の活動を推進する。</li> <li>・ 猟友会と協議を行い捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・ 集落を対象とした研修会を開催する。</li> </ul>

カワウ サギ類 ヌートリア、 アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許取得補助金を交付して、新規捕獲者の育成を図る。</li> <li>・国庫補助事業による捕獲檻等を整備し、捕獲体制を充実させる。</li> <li>・関係機関と連携を図り、モデル事業等に積極的に取り組む。</li> </ul>
-------------------------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県第2種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>また、被害発生予察に基づき、年間捕獲計画を実施する。</p> <p>全域に生息するイノシシ及びシカについては、捕獲班及び鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなでの捕獲を行い被害の軽減を図る。併せて、引き続き防護柵の設置助成や森づくり事業（放置森林整備事業）を推進し、環境整備を行っていく。</p> <p>サル及びカラスについては、継続して捕獲に取り組む。サギ類及びカワウ類についても、漁協と協力し、銃器による捕獲や適切な監視の下で錯誤捕獲等が発生をしないように慎重にわな（ツケバリ）による捕獲を行う。</p> <p>ヌートリア、アライグマについては、生息頭数・生息範囲を把握し被害を低減させることを目標とし、最終的には完全排除を目標とする。</p> <p>令和1年度捕獲実績 イノシシ 1,515 頭、ニホンジカ 2,375 頭、サル 2 頭、カラス 12 羽 カワウ・サギ類 223 羽</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	2, 500 頭	2, 500 頭	2, 500 頭
ニホンジカ	4, 000 頭	4, 000 頭	4, 000 頭
サル	150 頭	150 頭	150 頭
カラス	700 羽	700 羽	700 羽
カワウ	500 羽	500 羽	500 羽
サギ類	970 羽	970 羽	970 羽
ヌートリア	250 頭	250 頭	250 頭
アライグマ	220 頭	220 頭	220 頭

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣の捕獲については、農林水産物への被害発生に対して、被害場所を中心に銃器による捕獲又は、わなによる捕獲を実施する。実施時期は、一年を通して行うが、特に、4月～12月にかけて、被害が多発する時期において行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃による捕獲については、遠距離からの命中率の高い捕獲等が実施できる利点はある。現段階では、既に所持許可を得られている方に対応し、未取得者の捕獲班員・鳥獣被害対策実施隊員に対する特別措置の所持許可は要望により対応する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ	集落等での金網、電気柵による侵入防止柵の設置補助 延長 60,000m(市内全域) 柵の設置については、単市及び国県補助事業で実施予定	集落等での金網、電気柵による侵入防止柵の設置補助 延長 60,000m(市内全域) 柵の設置については、単市及び国県補助事業で実施予定	集落等での金網、電気柵による侵入防止柵の設置補助 延長 60,000m(市内全域) 柵の設置については、単市及び国県補助事業で実施予定

(2) その他被害防止に関する取組

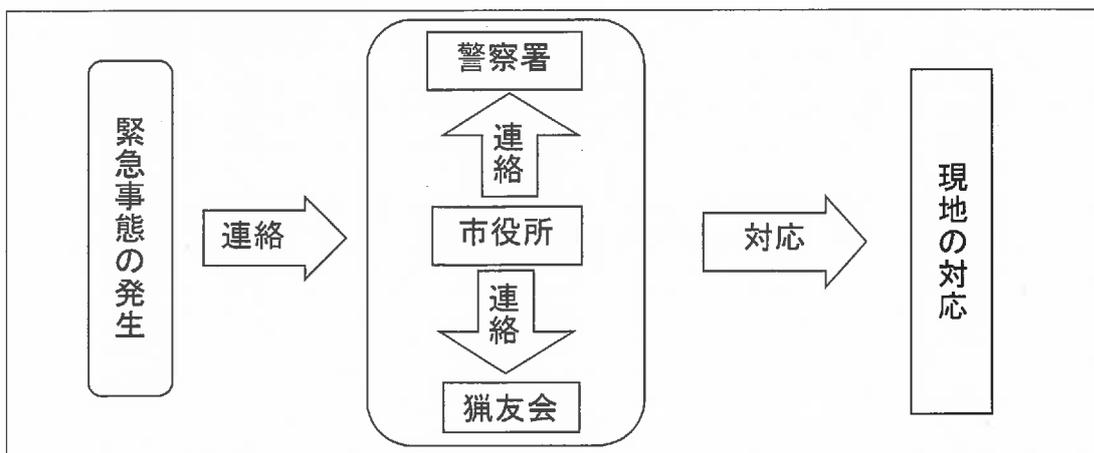
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ	被害防止の研修会開催 その他の森づくり事業（放置森林整備）の推進
令和4年度	イノシシ ニホンジカ	被害防止の研修会開催 その他の森づくり事業（放置森林整備）の推進
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	被害防止の研修会開催 その他の森づくり事業（放置森林整備）の推進

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安芸高田警察署	現場の統括・住民の安全確保
市役所（危機管理課）	情報収集及び発信・住民の安全確保
市役所（地域営農課）	猟友会との連絡調整
高田山県猟友会	現場調査及び射殺命令時の対応

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、食肉やペットフードに活用するものを除き適正な埋設場所での処理や、広域の焼却場での処分を行っている。

捕獲者にとって捕獲した鳥獣の処理が負担となっているため、処理場整備の要望がある。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉需要のあるシカ、イノシシは、適正な処理によって、食用やペットフードとして加工処理して行く。また、剥皮した皮革や角などは、皮製品や装飾品などに活用して行く。

R2年度取得した、国産ジビエ認証制度に基づき、衛生管理の徹底を図り、高付加価値をつけた、販売を実施して行く。

課題として、既存の食肉処理加工施設は、建物が老朽化しており移転を含めた、新設を検討していく。また、開設時には、国産ジビエ認証を継承させ、目標年間処理頭数 1,200 頭（シカ 1,000 頭、イノシシ 200 頭）を目指す。運営については、公営から民間経営への移管を模索していく。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役 割
安芸高田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会	被害情報の収集、調査、事業の推進
広島県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の情報提供や鳥獣の保護管理に関する指導
安芸高田市市議会	情報提供、指導及び協力
農業委員会	情報提供、指導及び協力
広島北部農業協同組合	情報提供、指導及び協力
可愛川漁業協同組合	被害情報の収集、被害防止対策の指導及び協力
江の川漁業協同組合	被害情報の収集、被害防止対策の指導及び協力
三篠川漁業協同組合	被害情報の収集、被害防止対策の指導及び協力
安芸北森林組合	山林での鳥獣の被害状況等の把握、被害防止対策の指導
広島県農業共済組合北広島支所	農作物の被害状況把握、被害防止対策の指導
安芸高田市長	協議会会長 会務を総理する。
安芸高田市地域営農課	協議会に関する連絡調整、情報提供、（事務局）
広島県西部農業技術指導所	農作物の鳥獣被害対策についてのアドバイス
安芸高田市ジビエ振興協議会	ジビエの普及

### (2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役 割
広島県西部農林水産事務所 （農村振興課・林務第一課）	鳥獣被害対策のアドバイス
広島北部森林管理署	林業における鳥獣被害対策の情報交換、連携
安芸高田警察署地域課	人身被害等の連絡体制の構築

近隣市町（北広島町、安芸太田町 三次市、広島市、東広島市、島根県邑 南町）	有害鳥獣の情報交換、連携
---	--------------

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２４年３月１日に設置  
 平成２６年７月１日に再編成  
 旧６町の猟友会長から推薦を受けた１０名以内の第一種狩猟免許所持者６０名以内を市の非常勤職員として委嘱し、迅速に鳥獣による被害の特定活動や捕獲活動を行う。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

安芸高田市有害鳥獣対策協議会が中心となり対策を推進していく。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減のためには、寄せない（環境改善）・入れない（防護）・捕まえる（捕獲）の３本柱に加え、活用を基本とした対策が重要となる。近年、野生鳥獣が増殖しており、人と野生鳥獣がうまく共存する知恵や仕組み作りが必須となる。本市において、野生鳥獣対策は農業者だけの問題ではなく、集落をあげて取り組めるよう推進して行く。